

## 会則作成例

既に会則がある団体は、第2章以下の必要な内容を運営規程として会則と別に定めてください。

たかまるの会  
住民主体による介護予防・生活支援サービス  
(訪問型サービスB)  
会則

制定 令和3年8月1日

### 第1章 組織等

(名称及び事務局)

第1条 本会はたかまるの会(以下「会」という。)と称し、事務所を(弘前市上白銀町1丁目1番地に置く)。

(区域)

第2条 会の対象区域は、弘前市上白銀町の区域を基本とする。

(目的)

第3条 会は、会員相互の協力より、地域住民が主体となって介護予防サービスに取り組み、地域の高齢者が自立した生活が送れるよう支援し、高齢者の生活支援と支え合いの地域づくりの推進に資することを目的として組織する。

(活動内容)

第4条 会は、前条の目的を達成するため、訪問による生活支援を行い以下の活動を行う。

- (1) 掃除
- (2) 洗濯
- (3) 調理
- (4) 外出付き添い
- (5) 見守り

(会員)

第5条 会の会員は、地域住民又は会の趣旨に賛同し共に活動を行う者のうち希望者により組織し、会への入会、脱会は妨げないものとする。

(役員を選任)

第6条 会に、代表及び副代表のほか次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局担当者 1名

2 前項に規定する役員は会員の互選により選任する。

3 事務局担当者については、他の役職との兼務を妨げないものとする。

(役員の職務)

第7条 代表は、会を代表し、会を統轄する。

2 副代表は、会長を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、会の会計を担当する。

4 窓口担当者は、第4条第1号から第5号に規定する活動の利用者に係る受入調整、利用開始後の利用者からの相談窓口等を担当する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第2章 サービス及び利用者負担金

(サービス内容等)

第9条 サービスの内容については、活動の概要、活動回数、受入人数、利用者負担金を定め、市へあらかじめ届け出るものとする。

2 サービスの実施にあたっては、「弘前市地域型ヘルパー事業実施要綱」「弘前市地域型ヘルパー事業費補助金交付要綱」及び「たかまるの会マニュアル(会の独自マニュアルがある場合)」に基づき実施する。

3 サービス提供場所は、原則として利用者自宅等とし、変更がある場合は事前に利用者へ通知しなければならない。

4 サービス提供は、1回あたり30分程度とする。

5 受入人数は、活動する会員も含めて20人以内とする。

(利用者の受入)

第10条 利用者については、地域包括支援センター等が実施するケアマネジメントによりサービス利用計画に会のサービスが位置付けられてことを前提に、必要な手続きや対応(サービス担当者会議等)を経て受け入れを行う。ケアマネジメントを実施しない利用申し込みの場合は、この限りではない。

2 窓口担当者は、利用者の状況を把握し、適切なサービスが提供できるよう配慮するものとする。

3 要介護認定を受けていない地域住民が、利用できるものとする。

(利用者負担金等)

第11条 サービス提供に係る経費の一部について、利用者から別表1のとおり負担金を徴収する。

2 負担金は、利用の都度、現金等で受け取り、利用者に対し領収書を発行する。

(経費)

第 12 条 サービス提供に要する経費は、利用者負担金、市補助金及びその他収入をもって充てる。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

3 実施団体または活動場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 生活支援サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や家族に連絡する等の措置を講じるものとする。

2 地域型ヘルパーサービスの提供により事故が発生した場合は、弘前市介護福祉課、利用者の家族、利用者に係る関係者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 会員は、会の運営及びサービス提供により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は当該サービスの提供以外の目的に使用してはならない。サービス提供終了後又は会から脱退後においても同様とする。

別表第 1 第 11 条利用者負担金関係

サービス内容	利用者負担額
生活支援サービス	1 回につき 300 円
移動支援サービス	ガソリン代、駐車場代

附 則

この会則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

内容に関しては、あくまで参考例ですので、利用者の対象範囲やサービスの利用料金等は会独自で設定し規定してください。